

令和 5 年 4 月 28 日

日本行政書士会連合会会長 殿

長崎地方検察庁検事正 川 北 哲 義



被害回復給付金支給手続への協力について（依頼）
時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
平素から検察運営につきましては、格別の御理解、御協力を頂き厚く御礼申
し上げます。

さて、本年 5 月 10 日、当庁において、福岡市内に本拠地を置く、いわゆる
ヤミ金融グループによる組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法
律違反事件に係る被害者の方々を対象にして、その被害回復を図る目的で、被
害回復給付金支給手続を開始する予定です。

今回の手続により、この事件の被害者の方々に、被害回復給付金を支給する
ことができるようになります。

被害回復給付金の支給を受けるためには、申請期間内に、所定の方法により、
当庁被害回復担当検察官に申請していただく必要があります。

上記手続においては、全国各地に多数の被害者が存在することから、貴所へ
の相談等が予想されます。

つきましては、本件手続を円滑に実施するため、被害者の方から問合せがあ
った場合には、当庁ホットラインを御教示願います。

また、被害回復給付金支給制度の申請手続等に関する情報は、検察庁ホーム
ページ (<http://www.kensatsu.go.jp/>) の「被害回復給付金支給制度」欄に掲載
しておりますので、併せてお知らせします。

【お問合せ先】

〒850-8560 長崎市万才町9番33号

長崎地方検察庁 被害回復事務担当

電話番号 095-822-4310 (ホットライン)

※平成24年5月11日開設

受付時間 月曜日～金曜日 (祝祭日を除く)

午前9時から正午、午後1時から午後5時